

丸正運輸(株) 育休促進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 6 月 1 日 ~ 令和 9 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度
の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 6 年 6 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 6 年 7 月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布による周知

目標 2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 6 年 6 月 ~ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児
休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 6 年 7 月 ~ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標 3：導入済みのテレワーク制度・短時間勤務の定着
(週 2 日程度のテレワークを促進する)

<対策>

- 令和 6 年 7 月 ~ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 令和 7 年 4 月 ~ 本格実施
- 令和 8 年 4 月 ~ 育休取得者だけでなく、全社的に実施していく